

重要事項説明書

1 事業者（法人）・事業所の概要

（1）事業者の概要

名称	社会福祉法人 桐孝会		
代表者名	理事長 村上 義孝		
所在地	茨城県石岡市東光台二丁目8番3号		
電話番号	0299-28-0121	FAX番号	0299-28-0122

（2）事業所の概要

（ア）提供できるサービスの地域と種類

事業所名	あいホームつくば		
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者		
指定事業所番号	0812001626		
所在地	茨城県つくば市今鹿島5704-2		
管理者	岡野 吉孝		
電話番号	029-846-5006	FAX番号	029-847-5102
第三者評価実施状況	無し		

（イ）事業所の職員体制

職種	主な職務の内容	人数
管理者	業務の一元的な管理	1名
サービス管理責任者	利用者の支援計画書の作成	1名
職業指導員	就労継続支援の提供	1名以上
生活支援員	日常生活上の支援、相談、介護	1名以上

（ウ）サービス提供の時間帯

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前9時から午後6時まで
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで

(エ) 就労継続支援B型の構造・設備について

(I) 構造

構 造	木造平屋建
敷 地 面 積	999.00 m ²
延 床 面 積	96.06 m ²

(II) 設備

設 備 の 種 類	設 備 数	備 考
訓 練 ・ 作 業 室	5	床面積 64.57 m ²
相 談 室	1	床面積 6.68 m ²
洗 面 所	5	
ト イ レ	2	床面積 6.68 m ²

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

この就労継続支援B型は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、指定障害福祉サービスである就労継続支援B型を、それぞれの利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

運営に際しては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3 就労継続支援B型の内容

就労継続支援B型の内容は、利用者の希望を踏まえ、その心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って次のことを行い、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

(1) 就労継続支援B型計画の作成

- (2) 就労の機会や生産活動の機会の提供
- (3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (4) (2) 及び (3) を目的とした必要な指導等の実施

4 生産活動の内容

事業者は、利用者の能力と適性に応じて作業の内容を定め、適切な生産活動支援を行い、作業能力等を適切に評価して応分の工賃を支払う。また、就労及び生産活動の内容は、次のとおりとし、(1)から(3)までの就労は、施設外就労として行う。

- (1) 除草作業、清掃準備、後片付け等
- (2) 床清掃、窓ガラス清掃、トイレ清掃等
- (3) エアコン清掃、洗車等、おやつ仕分け・配達
- (4) 農作業とそれに付随する作業
- (5) その他の作業（陶芸作業、内職作業等）

5 利用料等及び工賃について

(1) 利用料金について

利用者は、就労継続支援B型サービスの対価として、別紙「就労継続支援B型 あいホームつくば利用料金表」に定める利用料金を、月ごとに事業者に支払う。

事業者は、当月の料金の合計額を算出、明細を付した請求書を作成して利用者に送付する。利用料の支払いは、当月の料金の合計額と工賃の相殺により支払うものとする。

(2) 工賃について

事業者は、工賃規程に基づいた工賃を、月ごとに利用者に支払うものとする。なお、工賃計算期間は、当月1日から当月末日までとし、当月末日をもって締切り、翌月末日に支払う。

工賃の支払い方法は、利用者が指定した預貯金口座へ振り込むことにより支払うものとする。

6 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、関係機関への通報および消防団や地域住民との連携体制の整備を図るものとする。

火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

7 緊急時等における対応方法

職員は、就労継続支援B型の実施中に、利用者の病状等に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医に連絡または協力医療機関へ連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

8 事故発生時における対応方法、損害賠償責任保険

職員は、就労継続支援B型の実施中に、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りでない。

9 相談窓口、苦情対応

管理者は、提供した就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

○ 当事業所相談窓口

管理者 029-846-5006

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3363

つくば市役所保健福祉部障害福祉課 029-883-1111

10 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、就労継続支援B型事業所をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (2) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があること。
- (3) 敷地内は禁煙であること。また、建物内においては原則、禁酒であること。
- (4) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はしないこと。
- (5) 職員の指示に従えない方は退所していただく場合があること。
- (6) 貴重品は、利用者の責任において管理することとし、万一紛失されても事業所は責任を負いかねること。
- (7) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮いただくこと。